

京都大学放射性同位元素総合センター規程等の一部を改正する規程

第一条 京都大学放射性同位元素総合センター規程（平成十六年達示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「放射性同位元素等取扱者の教育・訓練その他必要に応じて放射性同位元素等の管理及び利用についての助言等を行い、併せて」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、放射性同位元素総合センターは、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行う。

第二条 京都大学環境保全センター規程（平成十六年達示第五十号）の一部を次のように改正する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全センターは、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行う。

2 前項に定めるもののほか、低温物質科学研究センターは、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行う。

2 前項に定めるもののほか、低温物質科学研究センターは、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行う。

2 前項に定めるもののほか、低温物質科学研究センターは、理学研究科の教育に協力するものとする。

第二条 京都大学力ウナセリングセンター規程（平成十六年達示第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 京都大学力ウナセリングセンター規程（平成十六年達示第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条 京都大学環境・安全・衛生委員会規程（平成十六年達示第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条 京都大学環境・安全・衛生委員会規程（平成十六年達示第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条 京都大学環境・安全・衛生委員会規程（昭和三十五年達示第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条 京都大学環境・安全・衛生委員会規程（昭和三十五年達示第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条 京都大学環境・安全・衛生委員会規程（昭和三十五年達示第十三号）の一部を次のように改正する。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。